

(付託番号)	27-11	(受理年月日) 平成27年11月24日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	陳 情	
	<p>TPP交渉に関する意見書の提出について</p> <p>TPP参加国は、10月5日に大筋合意し、11月5日に暫定文書を発表した。</p> <p>大筋合意では、米国・豪州産米合わせて7.8万トンの特別輸入枠の設定を初め、牛肉や豚肉の関税の引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップの削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドに対するバター・脱脂粉乳の輸入枠の設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など、農産品重要5品目全てで譲歩するとともに、重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税を撤廃するとしている。</p> <p>国会決議は、重要5品目については、関税の撤廃や削減を行わない「除外」とし、これが満たされない場合は、交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白である。さらに、重要5品目以外の野菜、果物、林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものである。</p> <p>また、農業だけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、国有企業の規定やISDS条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は、指摘された多くの懸念には当たらないとして、国民の不安の声に応える姿勢もない。</p> <p>政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して合意し、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界ルールになる」などと幻想だけをふりまいている。このような姿勢は、到底許されるものではない。政府は、合意を撤回すべきである。ましてや、この合意に基づくTPP協定への調印、批准は認められない。</p> <p>については、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 TPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。</p> <p>2 国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。</p>	